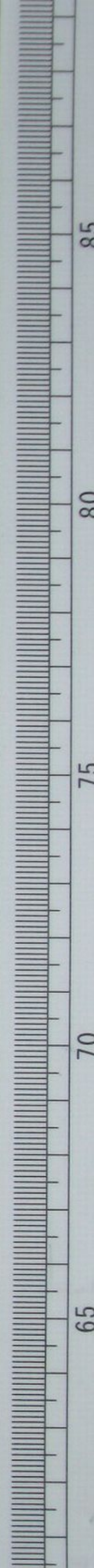
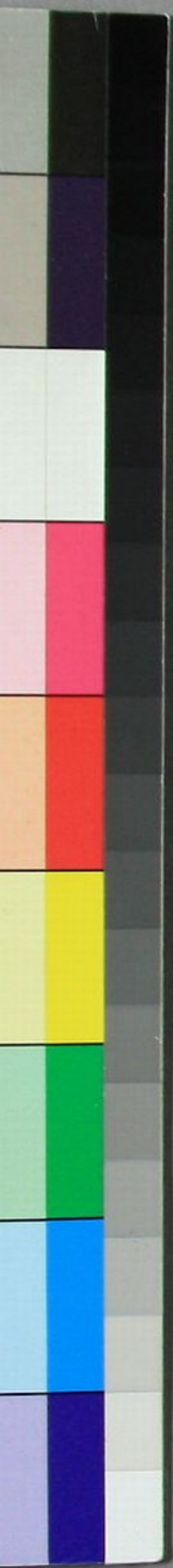


蹄塵錄

全

特別
14
1919
766



○第二區改進黨の候補者 確定す

第二區(北蒲原、岩船、東蒲原三郡)の改進黨同志者は一昨八日民党俱樂部に開きたる選挙會に於て同衆議院議員候補者には

市島謙吉
旗野餘太郎

の兩氏を推選せしに兩氏も快よく承諾ありたれば即日發表したり

二區の野元と是れ正義の氣の磅礴する處、曩者敗徳漢稻岡一類を掃清して幾んど餘孽なからしめたり、今や自由党吏化して其醜其穢前年に倍蓰するの形骸あり、邪を排し正に與みするの二區選挙民は必ずや額手して兩氏を歓迎せん、况んや市島氏の學識閱歴に加ふるに旗野氏の資望才幹を以てするをや、三郡を席卷し新吏党をして後に瞻若たらしむるの日近きに在らんか、快々

○二區候補者と五十嵐氏 初め二區改進黨の人々は前回の行掛もあり旁々五十嵐甚藏氏を候補の一人に推さんとせしも同氏は近來健康兎角常ならず殊に令閨不例のため治療をなし居らるゝ等にて一家の事情政界に馳騁するに便ならざるものあり今回は候補

たるを辞されたれば茲に旗野市島兩氏を推すに至りし者なりといふ

○二區自由派は未だし 二區の新吏党が候補なきに當惑し居る次第は再三報道を経たるが何分當込みの丹後直平氏容易に承諾せされば岩船郡にて佐藤力作氏一名だけ略ぼ定りたるのみにて今尙ほ小田原評議中なりといふ未路憐むべし

●市島謙吉氏は無資格なり

聞く、第二區改進黨の候補者市島謙吉氏は衆議院議員の被選挙權なしと、之を詳言すれば氏は去る明治廿五年迄は新潟新聞社より受取るべき俸給にて僅かに資格を有するだけの所得税を納め來りしものなれども其後去つて東京へ赴きたる以來は之を上納し居らざる爲め自然衆議院議員の資格も消滅したるものなり、個は其筋の帳簿に就て取調べたるの事實にして該帳簿には廿五年までは明記しあれども其後の名簿には氏の姓名は顯微鏡を掛けて見るも更に見當らずと、併し此事に就ては多少疑點の存するあれば尙ほ取調べし上報する所あるべし

●市島氏は無資格なり

第二區改進黨の候補者市島謙吉氏は無資格であると發見し本日名簿より除名せられたり(昨日午後九時五十分新發田發電)

市嶋謙吉氏は愈よ無資格なり

第二區(北、東兩蒲原、岩船の三郡)改進黨が種々協議の末衆議院議員候補者に推薦したる市嶋謙吉氏は愈よ其の無資格者たることを發見され斷然撰舉名簿中より除名されたる趣きは前號欄外新發田特發電報に依りて明かなり

是れより先き余輩は去る十八日の紙上に於て氏の無資格者たることを報じ未尾疑を存じて尙ほ確報せんとを約し置きたるに渠れ新潟新聞は「無資格者を推薦する馬鹿者あらんや」と濟し切つたり、渠れが斯言固より深く咎むべきにあらざれば其の言ふが隨に一任して余輩は今右に關して探報を遂げたるの詳細を左に掲げ一は以て縣民に知らしめ一は以て聊か氏を吊せんと欲す

抑も市嶋謙吉氏が是まで衆議院議員の被撰舉權を有し來りし所以のものは氏は始め籍を北蒲原郡安野村に定め置きたる當時全郡天神塚村に於て地租金十圓十九錢九厘を納め外に新潟新聞社より受くる所の報酬を合せ所得税として金九圓廿九錢五厘を安野村に於て去る明治廿五年まで納め即ち直接國稅金十九圓四十九錢四厘に滿つるを以て全年まで僅かに其資

計金十圓十九錢九厘

帝國議會開院以來已に四裘葛を替へ總撰舉を爲す已に三回に及べり、而して其間資格有無の論なきにしもあらずと雖も孰れも皆當撰の後に於て發見したるものなるが其の未だ開票せざる以前に於て而かも競争中其無資格たることを發見したるは實に今回を以て嚙矢となす、此の嚙矢、毫も喜ぶべきものにあらず將た市嶋氏の爲り縣下改進黨の爲り最も悲しむべきの一事あれども然れども徒勞徒費重なる撰舉權を空失して無効撰舉を爲せりとの不明の嘲を永く撰舉記録の上に止むるよりは其の優れるとうれ幾干ぞや嗚呼危かりし

市嶋氏は逃亡の報告を受け居れり

前項記し終る更に一報あり、曰く市嶋謙吉氏は其未だ東京へ赴かざる以前即ち北蒲原郡安野村に居りし當時は常に西村鉄次郎なるものを使者として村税を納め居りしが其後本縣下を立ち去るや村税を納めざるは勿論其の所在不明なるより同村役場に於いては同稅の督促狀を右西村方へ發したるに西村は市嶋氏の所在不明なる爲り斷然逃亡届を差出したり、全役場にても亦た右逃亡したる旨其の

格を有し居りしも其後去つて東京へ赴きし以來昨二

十六年は獨り地租のみ依然上納し居りたれど所得なるものは一金も之を納めざるのみならず其の所得高の届をも爲さず且つ已れの所在をも告げずして荏苒彌久、過日安野村役場の問ふ所となりて始めて歸村届を差出せる次第なり

已に右の如く直接國稅十五圓未滿なるを以て撰舉管理村長は愈よ市嶋謙吉氏が衆議院議員の被撰舉權なきことを發見し其旨撰舉長に通知し扱ては斷然撰舉名簿中より除名されたるものなり

今や撰舉競争の熱度頗る加はり虛構譚漸く熾んからん、此時に方り余輩が先登第一此事實を發見す固より正確たるは論を俟たずと雖も渠派尙ほ極口極筆之を辯疏せんを恐れ左に進んで親しく役場に就きて調査したる氏の納稅表を掲げ以て本項の證左となし且つは渠派をして再び事實を隠蔽せんと努るに道なからしめんと欲す

一 地租金十圓十九錢九厘 明治廿五年
一 所得稅金九圓廿九錢五厘 同年於安野村納む
計金十九圓四十九錢四厘
一 廿六年は所得の届なし
一 地租依然たり

筋へ報告したり

而して市嶋氏は其後尙ほ村税を納め居らざれば昨廿六年中は氏の村税としては一厘も上納しあらざるなり、由是觀是、市嶋氏が今回撰舉人名簿より除名されたるも固より其理なり、云々

三カク候補 三カクとは所謂三カク全盟の謂にもあらず、かくの謂にあらず又所謂三角全盟の謂にもあらず、市嶋氏の資格の一角なきをいふなり、已に三カクたり、是非一角を當がはざるべからず、運動費の不足ならば誰れか支出し與るものあらんも資格許りは其備及ばず、然れども氏も亦た一疋の男兒なり、濡ぬ先ころ露をも厭へ、已に候補に立ち玉へ立ちませうと廣告して今や競争中に馬脚を露はさる、乘り出したる船返さんも不面目なりとて今後資格を作るに汲たるなるべし、吾人亦主義こり異にすれ均く政治屋仲間なり其仲間の好みを以て一言氏に敷示せんと欲す、曰く「他家へ婿入りし玉へ」と、吾人の訓諭彼の敵に糧を貸したる霜臺公の義氣を學びたるものなり、乞ふ窮寇を追ふものと思ひ辭めそ、然るにても縣下改進黨は妙な申慮したるものかな

市嶋氏に對する中傷

第二區の新吏黨は「押付け候補」を立て、大膽にも改

進軍に當り居れども市島氏の名聲、野野氏の資望は三郡を風靡し殆んど無人の境を行くの概あるより、吏黨一輩の狼狽は大方ならず、田舎御用子自由新報を利用して日々中傷の流言を放ち居れど、誰れも信ずるものも無き容子なるに、窺策中の窺策として遂に市島氏は無資格なりとの根も葉もなき捏造説を書き立てしめし、尙ほ飽き足らで、「第二區改進黨の候補者市島謙吉氏は資格に欠くる所あり本日(廿一日)資格者名簿より除かれたり」との虚電を自由、東北兩社に宛て、「昨日新發田より發せし自由新報は大々的活字にて欄外に掲げ東北亦其姦策に乗せられてか夫れども承知の上で相馬親分へ忠義立ての爲めか矢張り之を欄外に掲げたるは近頃念の入たる中傷手段と謂ふべし彼等何程斯る無根の事を書き立てたりとて市島氏が北蒲原郡天神塚村大字沖ノ館、東蒲原郡下條村大字五十島の兩所土地を有し十五圓以上の納租を爲し居るは隠くれもなき事實にして一點被選資格に欠くるなきは何人も知り居る所、千の偽電を發し萬の虚説を吐くとも市島氏を輕重するに足らざるは言ふまでもなし、只た益々以て改進黨の勢力偉大にして自由派の窮迫日に甚しきを

加ふるを觀るに足らんのみ
市島氏の資格は二十
完全なり (自由記者の無耻)
二區の新進黨が改進黨の勢力三郡を風靡するを見て煩悶の餘り改進黨の候補者市島謙吉氏は無資格にして撰挙名簿より除名されたりなど、無實の流言を放ちて撰挙者を萬一に欺罔せんと企て居る陋態は予輩之を前號の紙上に駁正し置きしが彼れ敗徳派の機關自由新報は尙又昨日の紙上に於て「市島謙吉氏は愈も無資格なり」と題し相變らず虚構の事實を掲げて恬然たるは何等の没廉耻や市島氏の被撰資格の完全無欠なるとは今更改めて辯ずるまでもなく信用皆無の自由記者風情のものを相手として彼是訓誨の勞を取るは大人氣なき最上なれども彼れ等をして今後復た一言の讒構を放ち能はざらしむる爲め左に其事實を明記すべし
廿五年直接國稅納額
一地 租 金拾圓拾九錢九厘
一所得稅 金九圓廿九錢五厘
計金拾九圓四拾九錢四厘
廿六年直接國稅納額
一地 租 金拾圓拾九錢九厘

一全 上 金五圓貳拾九錢四厘
計金拾五圓四拾九錢二厘
是くの如き正確動かす可らざる事實なるに彼れ等は金五圓貳拾九錢四厘の地租納額を殊更に除きて頻りに無資格なりといふ其窮寧る憐れむべきならずや而して廿六年直接國稅納額の内金拾圓拾九錢九厘の口は
北蒲原郡天神塚村大字沖之館に於て納むる者にて其確實なるは天神塚村長出塚助吉氏代理助役渡邊久藏氏之を証明し
又金五圓貳拾九錢四厘の口は
東蒲原郡下條村大字五十島に於て納めたる者にして同郡下條村長古山則九郎氏之を証明しあり
右の如く終始間斷なく直接國稅拾五圓以上を納め居る者なれば撰舉被撰舉の資格に毫末の欠點なきは言ふまでもなく隨て廿五年廿六年の確定名簿に於て共に其の姓名の明記しあると何人も明知する事實なり
然るに彼等如何に氏を傷けんと欲すればとて無資格と定まり名簿より除名されたりとの虚偽の電報を掲げしは其面眞に唾すべきなり
確定名簿は動かさず得べき者に非ず何に

縁て除名の事あるを得んや、况んや資格完全一點の疑ひなき者をや
去るを確定名簿の何にたるをも知らずして除名云々と流言す其無識没廉耻誰れか爲めに大嘘を發せざらんや彼れ等如何に讒構を逞ふせんとするも最早一言の出づべきなからん
撰舉名簿取扱の手續 二月廿四日
附自由記者の無識
市島氏資格の件に就き自由新報の記する所全く虚構捏造に過ぎざるは別項記する所に依り明なるが今又た撰舉名簿取扱の手續を示して彼記者の無識を明にすべし
今回の撰舉に就き撰舉名簿取扱に關し本縣知事より各郡市役所へ左の如き訓示を爲したり
(前略)撰舉人名簿に記載せられたる者投票を爲すの場合に於ては其投票を拒まざるを可とす、其投票の効力は同法第五十二條に依り撰舉長の決定する所に一任す云々
文意不明瞭の廉あるを以て左の如き伺を爲したる者あり
撰舉權ある者が投票を行ふは當然なるに右の如き

訓示あるは蓋し撰人名簿確定後資格を失ふたる者も投票を爲さんとする場合には之を拒まずして投票を爲さしめ其投票の効力如何は撰擧長の決定に任すと云ふ意味なるべし果して然るにや然るに之に對し

然り
どの指令を爲したり、然らば縦し市島氏にして假りに資格を失ふとありとするも撰擧人名簿より除名する等の事あらざるは明瞭の事なりとす、然るに此手續を知らずして頻りに除名せられたりと云ふは何等の無識ぞや

殊に名簿を要するは單に撰擧人に止まる者にして被撰人名簿と云ふ者は別に之を調成するにあらず、故に假令撰擧人名簿中に登録せられざる者ど雖も被撰たるに妨げなきは撰擧法第八條に依りて明瞭なり、左れば撰擧人名簿より除名せられたり、被撰權なしと云ふが如きは全く撰擧法の何者たるを知らざる愚者の變語のみ、自由記者の如き爲めにする所ありて彼れが如き虚構捏造の記事を掲ぐるやは知らざれば明白此の如き者を以て撰擧人を瞞着せんとするは拙劣も亦た甚だしと云ふべし

共狂人を逐ふて走るとか申す如き事は此後とも眞平御免を蒙り度此段不惡御承知被下度候と申す

自由記者の離間策
二月廿九日
市島謙吉氏より自由新報社に對する資格一件の告訴は愈々受理せられ

第二區改進黨の分裂と云ふ者例に依りて御用記者の手捏造する、改進黨派なる者が市島旗野兩氏に不服を唱へて田邊、下妻兩氏を推擧したりと離間するも改進黨には此の如き不徳義の人は棄けししたくもあらざるなり、現に田邊、下妻の二氏は勿論苟も第二區に於て改進黨義を取り民衆主義を取る者は悉く一致して市島、旗野兩氏の爲めに盡力し新更黨排斥に奔走し居るを知らざるか

若し萬一改進黨派なる者ありて田邊、下妻の兩氏を推擧したると之れありとせんか然らば兩氏に於ても無論之を承知し居る筈なるべし然るに別項特別廣告欄内にもある如く兩氏に於ては夢にも斯ることを知らずと云ふにあらざるや、當に兩氏のみならず第二區に於ける民衆、改進黨の主義を取る者に於ても之を承知せりといふ者恐らくは一人もあらざるべし、然らば彼の廣告の捏造虚構に過ぎざるは明々瞭々たり、撰擧人たる者之に惑はざる勿れ

市島氏の告訴受理さる

市島氏自由新報を告訴す

第二區改進黨候補者の一人たる市島謙吉氏の被撰資格喪失の欠點なき次第は別項詳記せし如くなるが餘事は兎も角も荷くも

當撰を阻碍するの目的を以て無資格云々といふが如き虚構の説を流布するに至りては法律上徳義上最早一步も假借す可らず

仍て市島氏は自由新報を相手取り昨日告訴したり彼れ小人輩をして肝腦地に塗れしむるも近きに在らん

市島氏自由新報を訴ふ 第二區 候補者
市島謙吉氏は一昨日自由新報を相手取り告訴を提起せり右は氏を無資格ありと記述し當選を阻碍するの目的を以て虚構の説を流布したりとの趣意ありと

自由新報記者先生へ
お断り致す記者先生は吾人が市島謙吉氏の無資格云々に就て記者先生流の毒筆を揮はぬとて大層お叱り否々怒めしげにお申掛けられ候得共吾人は唯だ撰擧一三昧の新聞を拵ふ記者先生流とは素より其撰を異に致し候を以て虚構無實の記事を掲げて徒らに議論中傷を事とするが如きは曾て爲ざる所に之候故に折角のお申掛けには候得

二月二十日
市島謙吉氏より自由新報社に對する資格一件の告訴は愈々受理せられ

市島謙吉氏の無資格を明にす

附新報記者に誨ゆ

我社が第二區候補者市島謙吉氏の無資格たるを別扶するや察耳に水とは迂濶千萬唯倉皇狼狽して虚構と叫び中傷と叫び殊に新報記者の如きは忠義立てより日に幾百千の文字を陳列して曲庇するまでに過ぎず而して其完全たるを証する爲めに訓令、同指令より將だ撰擧法等を以てすと雖も惜む記者は未だ是等を解するの能力に乏く一も論確の見るべきなきを余輩今や閑文字を弄するに據焉たるも乃りなれども一は氏の無資格を明にし一は記者に誨へ撰擧人の疑を露さんと欲す

新報記者の引証せる知事の訓示或は撰擧法第五十二條の如きは素より此と論するの要あるなし余輩は直に全法第八條に規定する被撰權を摘掲けん
(前略)撰擧人名簿調成の期日より滿一年以上其撰擧府縣内に直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納

ひる者たるべし
但し所得税に付ては人名簿調製の期日より満
三年以上之を納め仍引續き納む者に限る
とあるに非ずや而して選舉人名簿を調製するは
毎年四月一日(全法第十八條)
とし其確定期限は

六月十五日を以て確定期限とし次年の調製の日に
て之を据置くべし(全法第二十九條)
とあり顧みて市嶋氏の納税如何を徴するに新潟記者
の明表する如く明治廿五年に於ては地租と所得税と
を合して正しく資格の存せるに相違なし故に名簿は
廿六年三月卅一日の据え置き迄は記名又疑ひあるべ
からず然れども廿五年を限りて所得税の納付なき以
上は假令廿六年に至り新に地租何百萬圓を納むる
とも満一年を経過せざる以上は資格の作成上有效と
なすべからず然らば廿六年四月一日の期に際してや
氏は地租十圓十九錢九厘の有効納税のみにして東浦
原部下條村に於ける土地は明治廿五年十二月卅一日
の登記に係るものなれば納税に於ては十五圓以上
達するに雖も一年以上を経過せざるを以て資格上有
効となす能はざるや明なりとす
尙理事者の報告書と管理長が伺に對する選舉長の指
令を擧げ一層判然たるを証するなり

水原町役場
明治廿七年二月廿日付 第一四一號衆議院議員撰
舉人名簿に關する伺の件
見解の通
明治廿七年二月廿一日 北浦原郡長赤津克郎印

以上論する如く市嶋氏は廿五年末に資格を失ひ又之
を恢復するは實に明治廿六年十二月卅一日より左
を恢復するは實に明治廿六年十二月卅一日より左
れは明治廿七年の四月に調製すべき名簿には氏は完
全たる資格を得へざるも二十六年四月の名簿には氣の
毒なから之を除去せざるを得ざるなり
單に納税額に不足なしと云ふて其効力なき以前に潮
り殊に其所得税と地租と混用して繼承せるものと
す如きは是れ法を解するの能力なきものと謂つへし
終始間斷なく納税したるは余輩之を認む然れ共間斷
なきを以て資格に毫末の欠點なしと論する新潟記者
の如きは偶以て無識を示すものなり可憐なる新潟子
よ尙辭あるや否や

市嶋謙吉の資格(全く無し)二月七日
新潟記者は其言の如く再三辯明(無用の)を執りたり
故に我社は法律と事實とを示して謙吉の無資格を明
にせしめ尙又昨日の紙上自由記者を不明なりと稱し
且妄言とし民党俱樂部の手前味噌辯妄なる者を假り

甲第三九號
報告書
本住民市嶋謙吉は天神塚村に於て地租金十圓十九
錢九厘を納め明治廿五年度の所得税九圓二十九錢
を併算して直接國稅十九圓四十八錢九厘となるに
明治廿六年度の所得税を引續き納付せざるものに
付此段及報告候也
明治二十七年二月二十日
安野村長 師尾 權九郎

北浦原郡 水原 天神塚村投票所管理者
水原町長 安孫子 石太郎殿
衆議院議員第二區選舉長
赤津 克郎殿
衆議院議員撰舉投票所管理者
水原町長 安孫子 石太郎
衆議院議員撰舉人名簿に付伺
地租と所得税を併算して衆議院議員撰舉の資格あ
る者人名簿調製後に於て引續き所得税を納めず單
に地租十五圓未満を納むる者は**失格**と認知し
て選舉長に報告すべきものなるや
右差掛りたる事件有之候に付至急何分の御指揮有
之度此段伺上候
明治廿七年二月廿日 水原町長 安孫子 石太郎
北浦原郡長 赤津 克郎殿

て証明せんと試みたり
余輩は前號に其無資格を詳述したれば之を覆説する
の要なし唯謙吉が所得税を明治廿六年に前年よりの
繼續を廢止せずんば資格あるも廿五年の年末に如何
に莫大の土地を購入するも廿六年四月に調成する名
簿に登記する能はざるを斷せん若し名簿に登記あ
りしと云ふは是れ錯誤たるのみ既に錯誤たるを明に
する以上は之を除外する當然のとなり而して新潟記
者は廿五年十二月に買入れたる地租五圓餘の分も今
日は優かに規定の制限に達すと云ふは今日は正しく
一年以上に達するを以て廿七年の四月には資格に欠
點なきも今日を既に溯らして資格に欠點なしと云
ふは未だ選舉法に在る処の調成に要する條件に通曉
せざるものなり余輩は別口の地租はイクラあるやは
措て問はざるなり記者よ未だ分明からざれば謙吉の
告訴が見事ハチらるゝを待て解得せよ餘り分らず屋
にも程こつあれ之を昇いて騒ぎ廻る阿呆サ加減は
市嶋謙吉氏の被選權を傷けんとして妄
言をなす者ありと雖も同氏の資格に於
ては完全無缺にして毫末疑ふべき點な
し此旨廣告す
第二區民黨俱樂部
會長 五十嵐甚藏

小生等を以て第二區改進黨候補者に推選したる旨申
綱らし候者有之候 反對派の離間策
趣きれども之れ全く 反對派の離間策
に於ては一切右様の事承知致さ
力を相盡し居候間 諸君に於て御意ひを爲め
の爲めに御盡力被下度御注意勞廣告致候

田邊久藏
下妻嘉平治

市嶋謙吉君
旗野餘太郎君

右両君を第二區衆議院議
員候補者に推撰す

廿七年二月 北浦原東浦 原岩船三郡 改進黨

市嶋謙吉氏の所見

告訴 (笑止や不起訴に了る)

先づ世の中に阿呆の飛切りを求めたりとて已れ破撰
の資格もなくして選舉權あるものを傷けるなどい
の告訴を起す阿呆が加減はあらざるべし政教社が馬
鹿祭りの第一加盟人は市嶋殿に候はん之を知らずや
又は知りてか躍起となりて昇り廻り新聞に廣告し刷

新潟市古町通自由新報社

濱崎直一郎殿
平井貞伯殿

本社が責を負ふて確認せし報道に、ナドヲ見當違ひ
のありぬへき、公明なる檢察官と社界の良心は、本
社の記事に對して罪とならざるを明白たらしめ、全
く市嶋謙吉氏は衆議院議員たる資格を有せざるもの
となりけり無資格を有資格ありとて撰舉區民を惑
はし向且告訴する市嶋氏の心情は抑改進黨の心
情を暴白して片腹痛き感起さしめ又新潟子の肝腦
地に塗れしむるの文句は汝に其儘返付致すものな
り、穢心党は大抵コンナ者かな、呵々一笑筆を投す

無資格候補者乃逃走

什麼に千枚張りの市嶋謙吉にせよ、無資格たる身分
を包みて撰舉を争ひ我社の別袂に其化の皮を剝かれ
ても尚強情に有資格と詭り同志を欺き撰舉人を欺き
其上告訴までもなし以て之を裝ふたるも無きは則ち
無きなり告訴は棄却され最早人に會する面目なきよ
り昨日正午頃跡を晦まし漂然として上京せしよし電
報あり後に残りし運動者は呆然自失するも無理なら
ず由來改進黨の同志を賣り他人を欺騙する獨り謙吉
のみに非ずと雖も豈又悻德無耻の劣らぬならずや

五十嵐甚藏氏の憤怒

物を配りお負に演説を遣ひ市嶋君に限るナンカンと
は、尙甚はだしきは新潟記者にして彼れは鹿爪らし
く「自由記者は無實を構造して流布するから法律
上徳義上最早一步も假すべからずとて告訴せり彼れ
小人輩をして肝腦地に塗れしむる近きにあらん」と、
市嶋も市嶋記者も記者にて彼等の法律とか徳義とか
云ふ文字は改進黨文庫の製造物なれば解釋はドウデ
モよしとするもコンナ先生を代議士と爲して何事か
出来ぬ者ぞ、已れの資格すら知らずして議政の權を
得んとするは是れぞ盲滅法界なる者、故に余輩は初
めより之を誨へて悛めしめんと欲したりしに彼は何
の信する處ありてか去廿三日告訴し其廿四日には裁
判所は受理せりとて新潟子より嬉しかりての報を開
きしが一昨夜本社編輯人及印刷人は當區裁判所檢事
局へ召喚され記事に關する取調を受け且無資格たる
舉証を命せられ引取りたるに昨朝吉田檢事代理より
左の通知ありたり

市嶋謙吉代人青木維三郎より其許に對する被告事
件は罪とならずと認め起訴の手續を爲さず
右通知す

明治廿七年二月廿七日
新潟區裁判所檢事代理
司法官候補 吉田 鏡作印

市嶋謙吉氏無資格のと一たび我自由新報に因て世上
に發表するゝや第二區民党俱樂部員の狼狽は一方な
らず直に會長五十嵐甚藏の名儀を以て市嶋氏は資格
に於て毫末も缺くる處なし云々當港三新聞に廣告
せしが爾來我社は歴々證左を擧げて市嶋氏の無資格
なるを論じ新潟新聞は筆を極めて屁理窟を付し之を
辯疏せしも如何せん其無資格たるとは一點の疑ふべ
きなきに至るや五十嵐甚藏氏は部員に對して憤然と
して曰く

市嶋氏の無資格たるは蔽ふべからざる事實なるよ
も關らず一應自分へ話しなく越權にも會長の名儀
を濫用して辯妄廣告を出すとは何事ぞ、今や辯妄
どころか耻の上塗となれり早速廣告文中自分の名
儀を取消すべし又市嶋氏も市嶋氏なり苟も衆議員
の候補たらんと欲するものが納税中斷に氣附かず
情然候補呼はりサテ、呆れ返た話ならずや

と左なきたに鬼も欺く見暮にて叱責せしかば一同顔
色なく只だ茫然たりしが田邊久藏氏の詫ひ入にて漸
やく五十嵐氏も怒り和らぎ廣告の取消だけは見合せ
となりしと甚藏君何ぞ始めに脱兎の如くにして終に
處女の如くなるや

市島氏の資格

資格の確實なる理由

市島氏の資格に就ては再三辨明する所ありしも自由記者尙ほ悟らず、頻りに妄言を列ぶるを以て今一應教示の勞を取るべし

元來市島氏の資格に就て彼等が種々の疑を挾む者は選舉法の明文に拘泥して遂に正當の解釋を爲し能はざるに依る者なり、成程皮相より考ふれば廿五年十二月に地所を買入るも所得税納附の事斷絶すれば右の地所は撰擧法の所謂滿一年前と云ふに抵觸して資格を失ふが如く思はるれど抑も選舉法の所謂滿一年前若くは滿三年前と云ふ者は資格成立の條件を示したる者にして資格既に成立したる後は假令地租が所得税となり所得税が地租となるも決して支障なき者にして恰かも甲の土地を賣りて乙の土地を買ひ甲の所得を變つて乙の所得に換ふるも資格に變動なきと同一なり、故に未だ資格なき者が新たに資格を得んとするには地租は滿一年前、所得税は滿三年前と云ふ條件を要すると勿論なれど既に此條件に依りて資格を得たる以上は假令何時納税の主物を變換する

撰擧長の意見

市島氏の資格の確實なるに右に述べたるが如くなるが第二區撰擧長たる北浦原郡長の意見なりと云ふを漏れ聞くに矢張り前述の如き理由を以て市島氏被撰資格あることを認め無論當撰の上は有効となすの説を持

し居る由なれば假令反對派に於て如何に中傷を逞ふするも其効ある者にあらざるなり

右に關する一二の浮説

昨日頃右資格一件に關して一二の浮説を傳ふる者あり一は自由新報告訴に關する件、一は内務省の指令と云ふ者なり、思ふに此事は多分今日の自由新報に掲載すべしと考ふれば録め其妄を辨し置くべし

市島氏が自由新報を相手取りて告訴したるとは既に記したる所なるが之に關し昨日検事局より被告人たる自由新報編輯人に向ひ右告訴は不起訴となしたり云々の通知ありしよしの説を傳ふる者あるが元來既に起訴となりたる以上に於て初めて被告人に通知すべき者にして不起訴となりたりと原告には通知もあるべけれど被告になき通知せらるべき理なし、況んや原告には未だ不起訴なき云ふ通知は曾て之れなしと云ふに於てをや、原告に通知なき者何ぞ被告に通知せらるべきの理由あらん、必竟彼等の虚構説に過ぎざるなり

次は右資格に關し内務省より無資格の指令ありし云々の説にて之れ亦た取るに足らざるの妄説なり、撰擧長に於て既に資格ありと決し居るに何故に今頃内務省より右の如き指令のあるべきぞ、名を内務省に

假りて世人を瞞着せんとする彼等の心底陋と云はんか卑と云はんか

必竟右等の説は時節柄彼輩が捏造し兼ねまじきとにて御用新聞なきには尾に尾を付けて記載するに相違なし、撰擧人たる者斷つて惑はざる勿れ

市島氏無資格に確定

本區(第二區)開票後市島謙吉氏の資格有無に關し委員會を開き、種々決議せしが結局市島氏を無資格者と認定するとに斷決せり(昨夜十一時十五分新報田特發電報)

第二區撰擧の結果

- 第二區(北浦原、東浦原、岩船二郡)の衆議院議員撰擧の結果は昨五日午前二時頃に至り調査済となり各派候補の得票は左の如くなり
 - 千二百七十二票 (改進黨) 市島 謙吉
 - 千二百三十四票 (自由派) 丹後 直平
 - 千三十五票 (同上) 佐藤 力作
 - 九百八十八票 (改進黨) 旗野 餘太郎
 - 百 (國權派) 相馬 一期
 - 三十九票 (同上) 長谷川 萬壽彌
- 右の如く市島氏は最高票を得たれば正當の順序より

新瀧新聞號外

特別廣告

明治廿五年二月八日

市島謙吉君傳

君は北蒲原郡水原の人、萬延元年二月廿七日を以て生る、君の家柄は北越著名の舊家にして、方今北越第一の富豪を以て知らるゝ市島徳次郎君は其宗家なり、君の家元と産に當り、乃祖岱海堂肅文君嘗て學問徳望を以て郷黨を感化し頗る郷人に敬重せらる、後年家産衰ふも人敢て輕んぜず「君幼より穎悟夙に經世の志あり、星野恆君（文學博士）肥田野竹嶋君諸儒の門に入り、經史を講讀し、十二歳にして能く無點の資治通鑑を讀む、當時人以此て後生畏るべしと稱す、明治五年洋學初めて地方に入り新瀧學校の起るに際し、君更らに英學を研鑽し、居る二年を以て卒業し、全校三百有餘名の學生を應じ、老學生に畏敬せらる、君敢て益々志を勵まし、明治八年爰を以て東京に上り、東京英語學校に入りて修學すると二年、君の學業は勵精勤勉なる又一校の牛耳を取るに至る、十年開成學校の入學試験を行ふに當り、入門の例英語學校の課程を全修する後に非ざれば試験を受けるを得ざるに、君自ら信するの厚き、斷然英語學校を辭し、入學試験を受けて登第す、當時英語學校卒業生と雖も登第せざるもの多し、而して君は斯る肩書を獲るに非ずして獨り登第す人以此て榮と爲す、開成學校後に改革を行はば東京大學と改稱し、法理文の三科を置くや君即ち高田早苗、天野

爲之、山田一郎、有賀長雄、坪内雄藏の諸氏と共に文學科に入り、修學數年専ら經濟學を研究し、大に勤むと雖も君固と學者たるの望みを有せず、故に章句を攻めず又た甚だ課書を勉めず、たゞ意に適する所の書を涉獵し、閑を得れば即ち地方に漫遊し、専ら實學を旨とす「君常に羈絆奇偉の士と交はり、一校の中氣概を以て衆に重んぜらる、同級の友君が課書に勉めざるを忠告するや、君其厚意を謝するも復取てこれに應ぜず、常に章句に拘り課書に偏するものを嘲罵す、其人と爲り以て概見するに足る「明治十四年内閣に變動あり大隈重信君職を辭するに當り、君正に文學科第三年級を卒業し後一年にして全科を卒業するに際し、自ら思ひらく吾國と學者たるの望なし、文學士の稱號我に於て何かあらん、偶學者と誤認せらるゝの虞あるのみ、若かず早く身を政治界に投じて爲す所あるに、則ち斷然意を決して大學を辭し、小野梓君等と共に專ら立憲改進黨の組織し、與かりて大に力あり「明治十六年郷國に入り中頸城郡高田に赴き、同郡有志者と謀り改進黨の一新聞を設立するに盡力し、遂に高田新聞を發刊し君其社長となり又た其の主筆となる、時恰かも高田事件の未だ局を結ばざる時なれば、君局外に立ち政府の處置を批評し、或は官吏の言行を摘論盡して憚からず、過つて罪を言論に獲るに至れり、偶々新聞條

の改正あり犯罪者たるもの罪獨り編輯人に止まらず、紙上に署名のもの皆其犯を以て論ぜらるゝこととなり、君社長たるの故を以て累を免かるゝ能はず、高田に新瀧に長野に獄を轉ずると三所、前後八ヶ月の禁錮を受く、此間君木は獄中を研究し、出獄後著す所の自主權論三卷あり、近日岸に上せて世に公にするの心算なりと聞「君出獄後復上京し、東京專門學校の囑託を受けて政治科の講師となり、同校有爲の學生を薰陶すること一年、著はす所る政治原論あり、明治十八年郷里の有志者に招かれて新聞の主筆となり、北越改進黨の擴張に従事して怠らず、著す所改進黨論、平民論、非大同論、論議等あり、廿一年十月縣下魚望の人士に説き同好會を組織し、滿一年にして會員八千名の多きに及ぶ、君益々奔走盡力當りて忘らぬ、原は北越改進黨の巨擘として目せらるゝ其後君は東京十大新聞の一なる讀賣新聞社の聘に應じ専ら鉛筆の勞を取らる是に於て手讀賣新聞紙上一段の光榮を放つに至る嗚呼亦其社の中興と謂ふべき歟獨り其社の榮譽のみならず實に北越の面目を施せし者と謂ふべし況んや君は現に北蒲原郡東蒲原三郡同志者の推す所となり國會議員の候補者たるをや君夙とに雄名を以て政治界に轟かす一蹴して帝國議會に縱横の才略を顯はし天下に赫灼の名を揚げん事期して待つべきなり

55 60 65 70 75 80 85 90 95

云へば市島、丹後兩氏をこそ當撰者とするべきに何の見る所ありてか斯く最高票を得たる市島氏を以て無資格なりと做し一昨夕に至りて氏の得票一千二百七十二點を悉く無効票と決定したれば二區撰擧民の大多數に重望を屬せられたる同氏は當撰者となるを得ず反て

(當撰)
(當撰)

丹後直平 佐藤力作

といふが如き結果となりたり市島氏の資格に關しては予輩其完全なる所以を示せしと再三に及びり撰擧長たる北浦原郡長赤津克郎氏の如きも亦固く有資格説を執り來り現に屢々他人に向て明言する所ありし程なるに今や突然是くの如し而して其理由とする所を問へば新更黨一輩の唱ふる所と異ならず此間の消息豈に多談するを要せんや、赤津氏或人に語けて曰く

市島氏の資格に就き彼是異論を唱ふる者あれども予は固より其の得票を有効として當撰者を渡すの至當なるを信する者なり此義に就ては縣廳亦た同様の意見を有し來りたり然るに突然内務大臣より失格とすべき旨の嚴訓あり餘義なく予は

區の市島謙吉氏に關す

中野武營氏に關する疑問を最初に傳へ來りたる電報には「中野武營氏は寄留にて第一區被選舉名簿に登記せらるることを發見し非常に混雜し目下取調中なり」とあり此電報を一讀するに解す可からざるの點、一のみならず第一中野氏は「寄留にて」とあるは選舉法第六條第二の其府縣内に本籍を定め居住するの資格は選舉人にのみ必要にして被選人に必要ならざることを知らざるの言に似たり第二「被選舉名簿」とは選舉人名簿の誤に非ずして何ぞ第三選舉人名簿に登記せられざるものは何故に被選人たるを得ざるや斯く考察し來れば選舉關係の八々が選舉法第八條の被選人資格の處に「選舉人名簿調製の期日より滿一年以上其選舉府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め云々」とある「選舉人名簿調製の期日」は立法者が被選人の納稅の長短を規定するため便宜上其期日を採用したるに過ぎずして選舉人名簿と被選人とは何等の關係もなきに氣付かず隨つて選舉人名簿は同時に被選人名簿にてもあり選舉人名簿に登記せらるるに必要の資格即ち選舉人資格の一たる「本籍を定め居住」するの件をも具へて選舉人名簿に登記せられたる者に非ざれば被選舉資格もなきものと誤解し中野氏

意見を枉げざるを得ず云々然らば則ち其意の在る所知るべきのみ、獨り二區撰擧民の不幸を如何せんとする開く市島氏は選舉長の此の決定を不當とし不日起訴するも等なりと、左もあるべし

○不當決定取消 の訴訟

本縣第二區衆議院議員候補たりし市島謙吉氏は衆望の歸する所最高票を得しも被撰資格に疑ひありとて撰擧長北浦原郡長赤津克郎氏は氏の得票全部を無効と決し遂に次點を繰上げて當撰者となすが如き不都合の結果を現はしたるが同氏の被撰資格は固より完備し居るとなれば撰擧者は右撰擧長の決定を不當とし取消請求の訴訟を新編地方裁判所新登田支部へ提出したるに來十四日を以て公判開庭の旨通知ありしといふ

○被選人資格の問題

廿七年三月廿七日
總選舉の後には被選人資格又は投票効力の有無等に關し二三の争訟あると其常なれば今回亦た例に依りて是等の争訟あるべし選舉の終るや終らざるに既に新聞紙上に登れる事件二つあり其一は香川県第一區の中野武營氏に關し他の一は新潟縣第二

が選舉人名簿以外の被選人にして選舉人名簿に登記せられざるの事實と此誤解とが合して一場の混雜を惹起したる者かと疑はる而も一昨五日發の第二の電報には「中野武營氏は被選舉資格なしと決定したり」とあり此の確たる口氣より視れば萬更右の如き馬鹿氣たる誤解の結果にも非ざるべきかとも思はれたるより本社は後報に基きて當選の結果を報道したり然るに又々昨日に至りて確なる筋に達したる電報は中野氏の資格に關する疑は解けたりとの意味を報じ來りたりと聞く左すれば矢張り一時の疑は誤解に過ぎざりしものか然る時は前號の紙上に掲げたる香川県第一區當選者揚行藏氏は次點者となり當選者は中野武營氏と改まるなり次の市島謙吉氏に關する疑問は未だ詳報に接せざるを以て其事實を知るに由なきも近着の新潟新聞によりて推測すれば市島氏は一方に於て今回の選舉人名簿調製期日即ち昨明治二十六年四月一日より前三年以上十五圓以上の所得税を納めたるも同年三月限り之を止め又一方に於て明治二十五年十二月に十五圓以上納稅の土地を買入れたる者の如し之を選舉法に徴するに三年以上の前より納めたる所得税は三月に於て之が上納を止めたる以上、

之によりて有したる被選資格の三月を以て消滅したると疑ふ可からず而して土地を買入れてより昨年四月までの年月も亦選舉法第八條に所謂「一年」に満たざるを以て之によりて新に被選資格を得ざると亦疑なし市島氏或は舊資格未だ去らざるに新資格を得たれば差支なしと主張すべきも其實此場合に於ては新資格未だ生ぜざるに舊資格既に消滅したるものと謂はざる可からず若し然らずして一旦一の納税によりて得たる資格は他の納税により得べき資格を未だ得ずして將に得んとする場合にも有効なりとせんか初め一年間地租十五圓以上所得税十五圓以上を納めたるものは其翌年に土地を賣拂ひ單に所得税を納むるも舊資格を失はず隨つて「所得税に就ては三年以上」の明文あるにも拘らず所得税を納むるの第二年に於て既に被選資格を得べしと謂はざるを得ざるに至る苟も選舉法并に選舉法施行規則を知るものは斷じて此曲解を容れざるべし事實果して推測の如くんば新潟縣第二區の選舉長が市島氏の當選を無効として丹後佐藤兩氏の當選を認めたと亦當然と謂ふの外なし

第一區選舉餘聞 三月十九日

富田精策赤津撰舉長の顧問となる 自由敗徳派は一たび市島謙吉氏の資格に疑問あるを即にするや先

晝夜の別なく運動せりこれ黄金の雨降りて地始めて固りしが爲めならん人皆言ひ合へり壯士部長大竹某の親しく言ふ所に依れば尙ほ二千圓の餘り金あれば不日大慰勞を開く計なりと云ふもあるべし
◎赤津部長の不信任論起らんとす 第二區撰舉長が最初に有資格論を執り居りながら中途にして説を變へ無資格説に傾きたるは中央政府の嚴命とは云ひながら食言甚だして郡民一同激昂せり
◎北浦原郡役所の正誤 三月十九日
本紙五千六十九号に載せたる記事に對し北浦原郡役所より左の如く申來れり條例もあるとなれば全文を茲に掲載す
貴府新聞第五千六十九號雜報欄内に第二區撰舉の結果と題する項中前略撰舉長たる北浦原郡長赤津克郎氏の如きも亦固く有資格説を執り現に屢々他人に向て明言する所ありし云々中略赤津氏或人に語りて曰く市島氏の資格に就き彼是異論を唱ふる者あれども予は固より其得票を有効として當撰狀を渡すの至當なるを信する者なり此の義に就ては縣廳亦た同様の意見を有し來りたり然るに突然内務大臣より失格とすべき旨の嚴訓あり餘義なく予は意見を枉げざるを得ず云々と記載あるも市島謙吉の衆議院議員被撰權の有無に付ては撰舉會に於て資格決定の際を除くの外曾て他人へ意見と發表したること斷つて無之候又北浦原郡役所の不始

づ馳せる郡衛に赴き郡長赤津克郎氏に面謁を求め其意見を叩きしに郡長は有資格なるを斷言して動かす同區に於て自由派の領袖稻岡關川等交々郡長の私宅を訪ひ論難攻撃の末一の聯絡相通し郡長より有資格の意見を縣知事に上申し縣知事より之を内務大臣へ上申して指揮を乞ひたるに終に無資格との内訓を下さるるに至りたり然れども赤津郡長は元と警部はしたれども法律思想に乏しき事とてよき顧問もかなと稻岡等に相談し終に去らば富田精策こそ適任ならめと稻岡關川等の推薦により富田は第二區撰舉長の顧問となり該問題に對する一切の取調を爲し最後の撰舉長の宣言市島謙吉無資格判定の演説草稿は現に富田顧問の草する所に係れり堂々たる日本政府尙ほ外人の顧問を要す一郡長にして法律顧問を要求する敢て珍しからぬ事なれども之を他に求めず富田其人に於て是に於てか人益々新吏党の名空しからざるを確信するに至れりとぞ
◎黄金の雨降り 最初の内は常に似氣なく自由派の運動運送なりしより世間に言傳する程の黄金の天降りもなかりしにやと訝り居りしに一たび市島氏の資格論起るや文字飛び入足躍り甚しきに至りては乞食同様の下等人種新平民に至るまで二人曳駟車を驅つて

末と題する項中郡役所の小使部屋を自由派壯士事務所に貸與云々と記載あるも曾て貸與したることなし又無資格者安孫子安太郎なる者入場したる旨記載あるも右姓名の者撰舉會場へ入りたることな右之通りにして事實無根又は相違に付此全文を掲げて正誤有之度此段申進候也
明治廿七年三月七日 北浦原郡役所
新潟新聞社御中
何事も無根と打消せば夫れまでなり然れども本紙の記事は最も正確なる事實に依りて記せし者なれば一片の照會書固より該記事を輕重するに足らざるは論なきなり
市島氏の資格に就て赤津郡長は他人へ意見を發表したると斷つて無しとは随分白々しき申條なり對話せし人名若し入用とならば何時にても明々地に記載するを辭せざるべし
開票當日郡役所の小使部屋が自由派壯士の事務所となり居たるは數十百人の者が共に認めし所殊に無資格者安孫子石太郎(前號に安太郎と記せしは誤)が入場して筆記に従事し居りしは當時入場せし者の皆知る所なり
然るに之を稱して事實無根又は相違といふ近頃奇妙の照會といふべし

●第二區撰舉長の不体裁 三月廿四日撰舉上の事に奇話怪聞多しと雖ども未だ第二區撰舉長の不体裁談に及ぶものはあらざるべし
第二區の撰舉長とは誰ぞ北浦原郡長赤津克郎氏か今ま氏が撰舉取扱上に就て奇怪中の二三件を擧げて世に問はん

(一) 赤津撰舉長は何故か開票の際投票を開封し自由派候補者記名の投票のみを朗讀し改進黨候補者記名の投票は之れを撰り分けて側に置き一票も朗讀せざりし故に二日間唯だ自由派候補者記名の投票を開きたるのみ改進黨候補者記名の投票は最終の日に於て始めて之を開きたりき
開票は素より黨派の如何に關せず各投票函毎に悉皆朗讀し疑はしき票のみを後廻はしとして評決するを例とす然るに赤津撰舉長は黨派別に依り開封せしは是れ不審の一からずや
(二) 加之のみならず赤津撰舉長は開票の第一日開票中午餐にとて歸宅したる儘何等の事故にや夕刻近きまで開票場へ出頭せざりし故に當日は午後竟に開票せざりき
開票最中突然の缺席是れ不審の二からずや
(三) 且つ自由派候補者の投票記名文字「四后」とあるを「丹後」と「刀作」とあるを「力作」と讀み上げ

させたり
聞く同郡従來の慣例は頗る嚴格にて一字の誤りも無効と爲し來りしと然るに今ま此の如し是れ不審の三からずや
(四) 又た投票用紙の被選人欄へ選人自己の名を記入調印し選人欄へ自由派候補者を記入せしものをも悉皆有効とせり
此の如くにして妨げ無くんば何ぞ一定の用紙を要せん殊に被選人欄へ被選人を轉移して有効と爲すが如き是れ不審の四からずや
(五) 之に加ふるに撰舉長は何故か兎角開票に時刻を移さんとするの様子ありし是れ何か他より來たるものありて之を待つが爲めありしか
或は何等かの事に就て其筋へ指揮を仰ぎ訓令の來るを待つものとするもソハ開票に何の關係かあらん是れ不審の五からずや
以上は現に開票所に在りて實際見聞せる人より言越せしものに係る
而して尙ほ吾人が聞く所を以てすれば本區の候補者中には無資格と認められし者一名あり其の取扱に就ては撰舉長と縣廳との間に數回の往復あり竟には縣廳より内務省へ經伺し其の指揮は開票最終の日に於てやうやく赤津撰舉長に達したりしといふ去り年

其指揮は何にも開票に關係を有すべしとは思はれ何とぞれば當選者の資格有無を調ふるが如きは自ら其の手續ありて必ずしも開票に先ちて爲すの要あらざればかり然るに事上の如し人の不審を懐く亦無理あらざるべし赤津撰舉長は之に對して説あるや否や

○第二區撰舉餘聞 三月廿四日
投票函不完全なり 岩船郡猿澤村外八ヶ所投票函の鎖鑰に不完全の廢ありしを發見し

たりと云ふ其事實は撰舉明細書の上にて明白なり其第三葉に曰く
一投票函二十一個は選舉委員立會各内外の鑰を御し第一蓋の鑰は撰舉委員之を保管し第二蓋の鑰は撰舉長に於て之を保管したり尤も岩船郡猿澤村鹽の田村館の腰村黒川侯村門前谷村岩船町平林村關村女川村投票所九ヶ所の投票函は鎖鑰不完全と認めたるを以て縦横絲繩を以て嚴重に締結し撰舉委員をして各函各四ヶ所封印を施さしめたり
去れば右九ヶ所の投票函は最初より鎖鑰の不完全なりしものに相違なし然るに撰舉長及び其掛吏員たるもの之を開くの際に知らざる爲め後之を發

見し翌日まで保管するの際に至り始めて之を取締りたるは既に其手續を誤りたるものに非ずや且右九ヶ所とも岩船郡の山間僻地より送り來りしものにて數十里の遠路或は一匹の占有村方の事なれば人誰れか其間に多少の疑團を抱かざらんや予輩は當時其事を耳にせざりしを恨む然れども終に撰舉長の手落ちるを免れず予輩は益々以て撰舉長の處置を疑はざるを得ず
吉田警察署長と赤津撰舉長とは如何なる必要ありてや撰舉當日は申すに及ばず其前日より晝夜となく郡衙樓上に會合し何事か密議を凝らし居り殊に最終四日の夜の如きは徹夜にて開票せしが其間二回まで撰舉長は三四時間づゝ休憩し樓上に吉田警部と二人頭を鳩めて密議し最後に新瀧より長文の電報到達したれば赤津撰舉長は始めて樓より下りて市島氏の無資格なるを宣言せりと云ふこれ撰舉會に臨みたる者の皆等しく目撃したる所にして吉田警部は撰舉會場の取締の爲め出張したると思ふの外恰かも撰舉長の顧問役の如く終始樓上にありしは怪訝至極といふの外なし
○外なし
○巡查の干渉 餘り珍しからぬ事ながら當年は法律厲行どありて法律以外の干渉は全くなきと思ひの外

第二区内東蒲原郡及北蒲原郡濱通り岩船郡内山間に在りては巡査が到る處市島謙吉は無資格にて投票するも、なれば投票せぬがよしと戸毎に説き廻れり。となん今日に至りては人智も大に進み來りたれば巡査が説き廻はりたりとて左程の功能もなかりしなるべし。

田を丹と刀と讀め とは何ぞ撰擧長の専制至極なるや即ち撰擧當日開票の初めに當りてや續々四後直平佐藤刀作なる投票あり撰擧長は初め約するに疑義ある投票は後廻はしと云ふを以てせるに拘らず立會人をして四後を丹後と刀作を方作と讀み上げしむるもの凡そ十票餘もあり然れども大勢既に定まり丹後佐藤兩氏の投票多數を得るの見込あるに至るや頓かに氣付きたる面地にて四後直平佐藤刀作をば別人として讀み上げしめたりこれ亦明かに撰擧録に記する所近來の一笑話柄たり。

佐藤刀竹は被選資格あり(?) 佐藤刀竹とは佐藤刀作氏を或る山間の無筆なる選舉人が誤記せるものなり然るに選舉長は表面上公平を示して之を別人として數へたり數へたるは可なり然れども資格欠點なき市島謙吉氏をも斷然無資格なりと決定して抹殺を施し讀上げしめず却て佐藤刀竹なる怪しき人名をば被

撰人名中に列記せしめて怪しまざるは面白からずや尙ほ其列記中には種々の異様なる人名あり又明々地に無資格の人をも擧げたりこれ惡戯ならざれば決定の抵觸は免れず試みに其二三を摘録せん

- 十票 佐藤 刀作
- 五票 丹後 眞平
- 二票 四後 直平
- 一票 佐藤 伊助(此人年齢未達)
- 一票 丹後 直干
- 一票 佐藤 刀竹

佐藤伊助氏の年齢未だ成規に達せず被撰擧資格なきは何人も知る所且つ明らかに選舉名簿の上にも証すべし而して之を無効と爲さずして列記したるは何ぞや又其他の異しき氏名は全く誤字誤書にして眞に其人存するに非ず然るに撰擧長が之をしも有効とし掲載して恬として愧ぢず却つて市島氏の得票千二百餘をは始めより無効として抹殺す其不法不當なる誰れか復疑はんや

市島謙吉氏の敗訴

昨日午後八時新發田發市島謙吉氏より第二區撰擧長に係る不法決定取消の訴訟は本日(十四日)新發田支部に於て開廷されしが

結局市島氏の敗訴となりたり

無論無資格なる市島氏は強情にも態々裁判を仰ぎて萬一を僥倖せんと神頼みせしが無は依然無にして曲は何日も曲なり本電に依れば愈よ市島氏の敗訴に決したり讀賣新聞及び新潟お大波新聞も最早泣き付く嶋も無かるべし、笑止々々

市島謙吉氏無資格

訴訟の開廷

第二區改進黨の候補者たりし市島謙吉氏は無資格訴訟に服せず(撰擧民に對する申譯的)去る頃訴狀を新發田支部へ提出せしが右は明十四日訟廷を開かるる筈なりと因に記す同訴訟は管轄違ひなりと云ふものあり如何にや

市島謙吉氏の資格問題(一)

新潟縣第二區衆議院議員候補者たりし市島謙吉氏は最多數の投票を得たるにも拘はらず同區選舉長は市島氏は被選資格を有せざるものと認定し其の投票を悉く無効として廢棄したるを以て市島氏及び選舉區民は之れに不服を唱へ今回選舉長を相手取り新潟地方裁判所新發田支廳に向て衆議院議員選舉投票不法決定取消請求の訴訟を提起し今十四

日口頭辯論を開くと爲れり左に其の事實及び議論のある處を掲ぐべし

市島謙吉氏は明治廿年七月以後同廿六年三月三十一日まで所得税金九圓餘を納め同廿一年九月以後二十五年十二月まで地租金十圓餘を納め第一期の衆議院議員選舉の當時より廿五年十二月まで引續き所得税金及地租金合して十五圓以上を納付し以て完全なる被選資格を得たり然るに明治廿六年に於て所得税金の納付を止め其前年即廿五年十二月三十日右所得税に代はるべき土地を買入れ從來地租金と所得税と兩者合せて十五圓以上なりしものを廿六年に於ては單に地租のみにて十五圓以上の直接國税を納むると爲れり故に廿五年までは同氏の資格は一點の疑なし然れども廿五年十二月三十日に買入れたる土地は廿六年四月一日衆議院議員選舉人名簿調製期日前一年以上に滿たざるを以て資格に缺くる處ありとの疑問起り同時に所得税金に據て一旦得たる被選資格は滿一年を経過せざる地租に由りて直ちに繼續するや否の疑義を生じたり之れを換言すれば十五圓以上の所得税金滿三年以上を納め一旦被選權を得たる者は一ヶ年を経過せざる地租に由りて直ちに繼續するや否の疑問

なり此の疑問を解釋するには選舉法第八條、選舉法施行規則第三條、明治廿二年三月勅令第四十一號の法令を参照せざるべからず

選舉法第八條第一項には選舉人名簿調製の期日より前満一年以上直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者たるべし其の第二項は所得稅に付ては人名簿調製の期日より前満三年以上之を納め仍引續き納むる者に限り而して勅令第四十一號には選舉法の直接國稅とは地租と所得稅を併せ稱する語なることを説明し選舉法施行規則第三條には地租に付ては満一年以上所得稅に付ては満三年以上云々と規定したり既に直接國稅とは地租と所得稅に限るものなるを判明し且つ地租ならば一年以上所得稅ならば満三年以上との明文ある上は所得稅に代るべき土地を有するも名簿調製期日前に於て満一年以上を経過せざる時は無論被選權を有せざると明かなり云云是れ一種の論なり

右に反對する者は曰く選舉法第八條第二項に於て所得稅ならば満三年以上との制限を附したるを以て同條第一項は地租に制限を附したるもの、如く誤解する者あり然れども第一項は權利發生の條件にして直接國稅十五圓以上を満一年以上納付せば財産の制限に毫も缺くる處なし故に満三年以上

く直接國稅と規定したれば假りに直接國稅の中に酒造稅、煙草稅、菓子稅等も合算するものとせば此等の納稅も一年以上を経過せば納稅合格者たるものなり故に同條の直接國稅一年以上を納むれば被選權を有するものなるを規定したるものにて地租納付に關する條件に非らざると明かなり又選舉法施行規則第三條の地租ならば満一年以上所得稅ならば満三年以上云々とあるは單に地租のみに由て被選資格を得る場合と單に所得稅のみに由て被選資格を得る場合を規定したるものなり所得稅に繼ぐに地租を以てし地租に繼ぐに所得稅を以てする場合を指したるものに非らず現に法律及び勅令に徴して所得稅と地租の繼續地租と所得稅の繼續する場合は規定なき以上は選舉法第八條の精神を討究して以て所得稅に繼ぐに地租を以てしたる時は如何なる結果を生ずるやを研究せざるべからず而して第八條の直接國稅とは地租のみを指したるに非らず又一年以上とは地租に附したる條件に非らず然らば地租と所得稅併せて十五圓以上満三年以上納付し既に被選權を得たる者は其の後に至りて所得稅の納付を止め代ゆるに地租を以てしたる時は其の地租一年に満たざるも被選資格に何等の障害を來さざるなり特に選舉法施行規則第三條

得稅を納め既に第一項に規定したる被選權の成したる上は其の所得稅に代はるに地租金を以てするも被選資格には毫も缺くる處なしと云ふに

市島謙吉氏の資格問題(二)

無資格論を主張する者は曰く明治廿二年勅令第四十一號を以て選舉法の直接國稅とは地租と所得稅を指すとの説明を爲したり去れば選舉法第八條一項の直接國稅とは地租と所得稅を意味したると明かなり而して同條第二項に所得稅ならば満三年以上との制限を附し之れを例外に規定せり地租と所得稅を合算せる中より所得稅を引去る時は第一項に残れるものは單に地租のみなり果して然る時は第一項の直接國稅満一年以上云々と地租に付したる條件にして満一年以上を経過せざるべからざるとは云ふまでもなし加之選舉法施行規則第三條に地租に付ては選舉人名簿調製期日(四月一日)の前満一年以上云々所得稅に付ては選舉人名簿調製期日の前満三年以上云々との明文ある上は所得稅に代へて地租を納付する場合に於ても満一年以上を経過せざる時は被選資格を有せざると疑なし右の駁論に曰く選舉法第八條第一項を以て地租納付の條件と見るは誤解の甚しきものなり同條は廣

の末文に地租と所得稅の通算を許したれば其の精神を推敲して被選資格の年限に通算主義を適用し所得稅三年以上を納め以て被選權を得たるものは所得稅に代はるべき地租を納めたる時に當りても其の年限を通算し能はざる理なし法律の精神既に斯の如きものとせば所得稅に代へたる地租の納付満一年以上を経過せざるも同一直接國稅十五圓以上を納むれば被選資格に缺くる處なし右の説に對し或は説を爲すものあり然らば單に地租のみにて十五圓以上を納め以て被選權を得たる者其後地租の納付を止め更らに所得稅を以て之れに繼ぎたる時は満三年以上を経過せざるも被選權を繼續するもの、如し果して然る時は選舉法第八條第二項の制限に違背せり云々右の所論一應理あるが如し然れども満一年以上は満三年以上の中に入るも満三年以上は満一年以上の中に入ると能はず故に所得稅満三年以上を納めたる者は地租一年以上納付したる者と同一に被選資格を有するも満一年以上地租を納めたる者にして之れに代ふるに所得稅を以てする時に當りては満三年以上を経過せざれば被選資格を有せざると勿論なり之れ三年以上は一年以上の中に入らざる

に據る殊に選舉法第八條第二項に直接國稅の中に在りても所得稅は滿三年云々の制限を附したればなり

要するに所得稅に繼ぐに地租を以てしたる場合は其の地租の納付一年以上を経過せざるも被選權に缺くる處なきも所得稅に代ふるに地租を以てしたる時は滿三年以上の制限を滿たさざる時は合格者と云ふと能はざるなり

●市島氏の資格に關する判決 昨十四日午後二時五十分新發田發にて左の電報ありたり

本縣第二區市島謙吉氏資格云々に關する訴訟は本日當地裁判所に於て無資格と判決せられたり

田邊 久藏君
下妻 嘉平次君

今回第二區衆議院議員候補者として一派の者は旅の市島謙吉三百の旗野餘太郎の兩氏を推舉したりと雖も兩氏平素の行狀に徴する時は **我派の候補者**と **あすへさき者に非らず** 且つ大に感

を以て我々有志者は右の兩君を以て第二區衆議院議員候補者に撰定す
二月 北蒲原郡改進黨正義派
事務所

●恐々から筆書き候(東北子の謔) 書かぬにあらず書けぬなりける彼の市嶋氏の資格論に就き東北子は昨恐々ながらテヨッピ筆書きたり、書きは書きたれども左の如き謬言なりけり

市嶋氏が撰舉人名簿より除名せられしは事實なれども爲めに撰舉權には毫も異動を生ぜず云々、記者よ試みに問はん、撰舉權と撰舉權と異なる點の如何なるかを、衆議院議員選舉法を見れば只だ年齢の一事相異なるのみ、然らば資格なしとて撰舉人名簿より除名されたるもの、何んぞ尚は撰舉權を有し居れりといふを得んや、小人物

怖すれバ前後不調の言を吐く、獨りよがりの學者先生も亦然るか、乞ふ景清が眼の硝子のを鼻ふ勿れ

●市嶋氏の護衛 三角候補市嶋氏は去る十六日岩船郡村上町へ遊説に赴むに當り新發田本村山下仲之助、大木準四郎の兩劍客並に五名の火防夫をして前後を護衛せしめたりとぞ、劍客の附隨は所謂暴人の要撃を防ぐてふ自惚心より起りしものならんも火防夫は御自分の満身の炎を打消さしめんとの趣意に出でたるものなりとぞ

●研究夜を徹し 而して尙は妙案の出でざるは昨

特別廣告

第二區諸氏へ注意

市島謙吉君の被撰資格に關し種々の流言を放ち甚しきは無資格なりな **同君被撰資格**は毫も欠點なし

二月 民黨俱樂部

●改進黨正義派の事務所なし 前日來の自由新報に新發田字下町四十五番地に改進黨事務所といふ名にて田邊久藏、下妻嘉平次の兩氏を候補者となす旨廣告せしむるに對し即ち新更黨輩の離間策に過ぎざれば田邊、下妻の兩氏より直に關知せざる旨の廣告を出されたるが尙ほ念の爲め右の事務所といふ下町四十五番地に至り之を尋ねたるに全番地の住居人は和服裁縫師石崎慶三郎といふ者にて全く其等のとを知らざるのみならず非常に迷惑がり居る由にて本日新聞に其旨を廣告したる位なり左れば右の廣告は全く新更黨輩の構造にて改進黨の離間を計りたる者と知るべし淺薄なる奴共かな

今の民黨俱樂部に於ける市嶋氏の資格論なり、固く無きものを有りせんと欲する、世に是はど無理な話しはなからん

●運動者の薄情 富者の門には他人集り貧者の家には縁者離る、是れ人の情とはいひ實にうたてきこ

●告訴候補 三角候補一躍して告訴候補となる亦奇ならずや、市嶋謙吉氏は無資格者たることを証發され何うせ彼れに遣つ附け見んどの俄か狂言、否な此の世の思ひ出に今一耻咲かせんとてか本社を相手取りて告訴を爲したりと昨其機關は取次ぎせり、

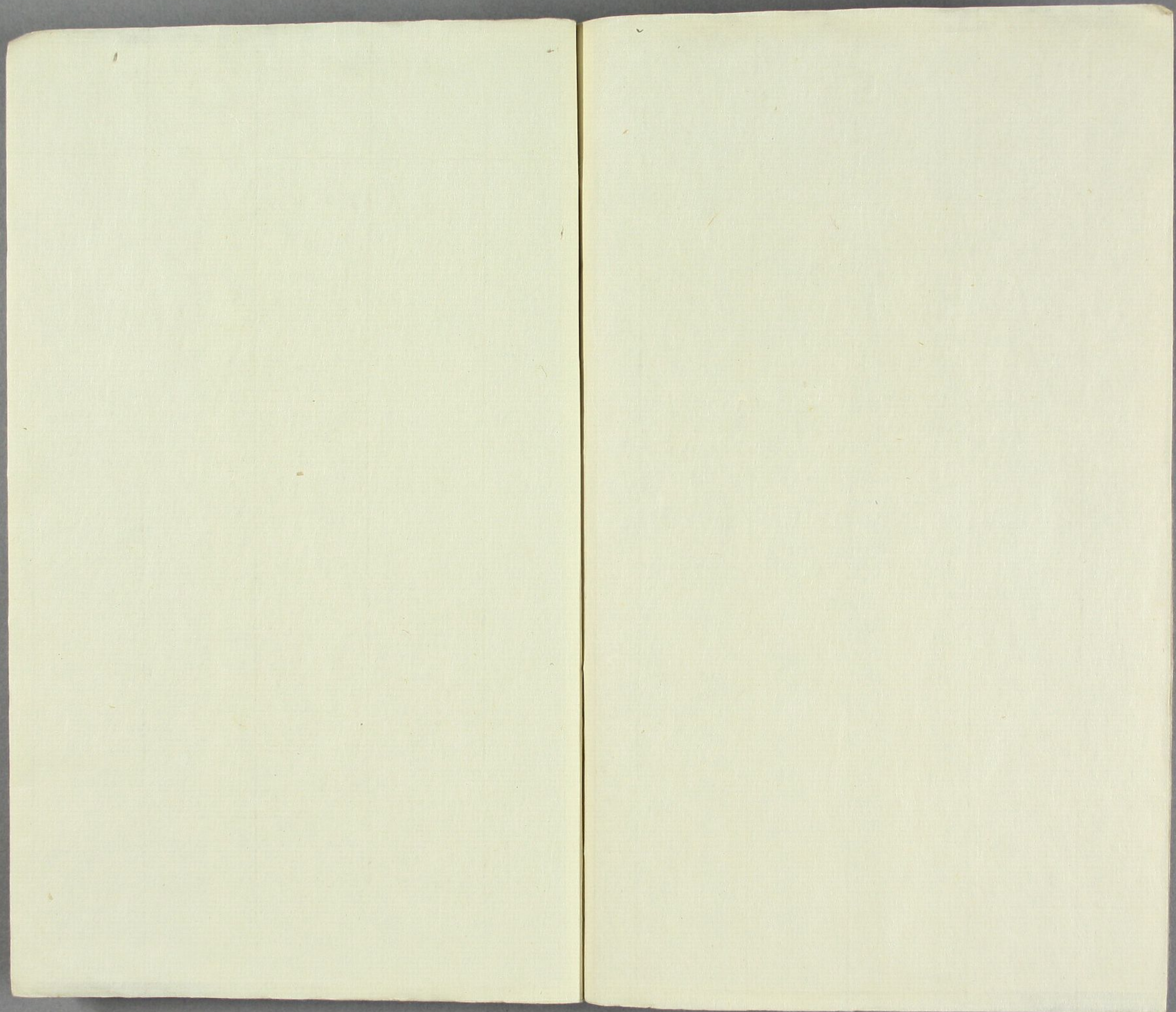
告訴、告訴、發には二議長出で、今亦一候補生せり、嗚呼兒弱して父母を呼ぶ、告訴と改進黨、是れ所謂宿世に結ひし因縁なるか

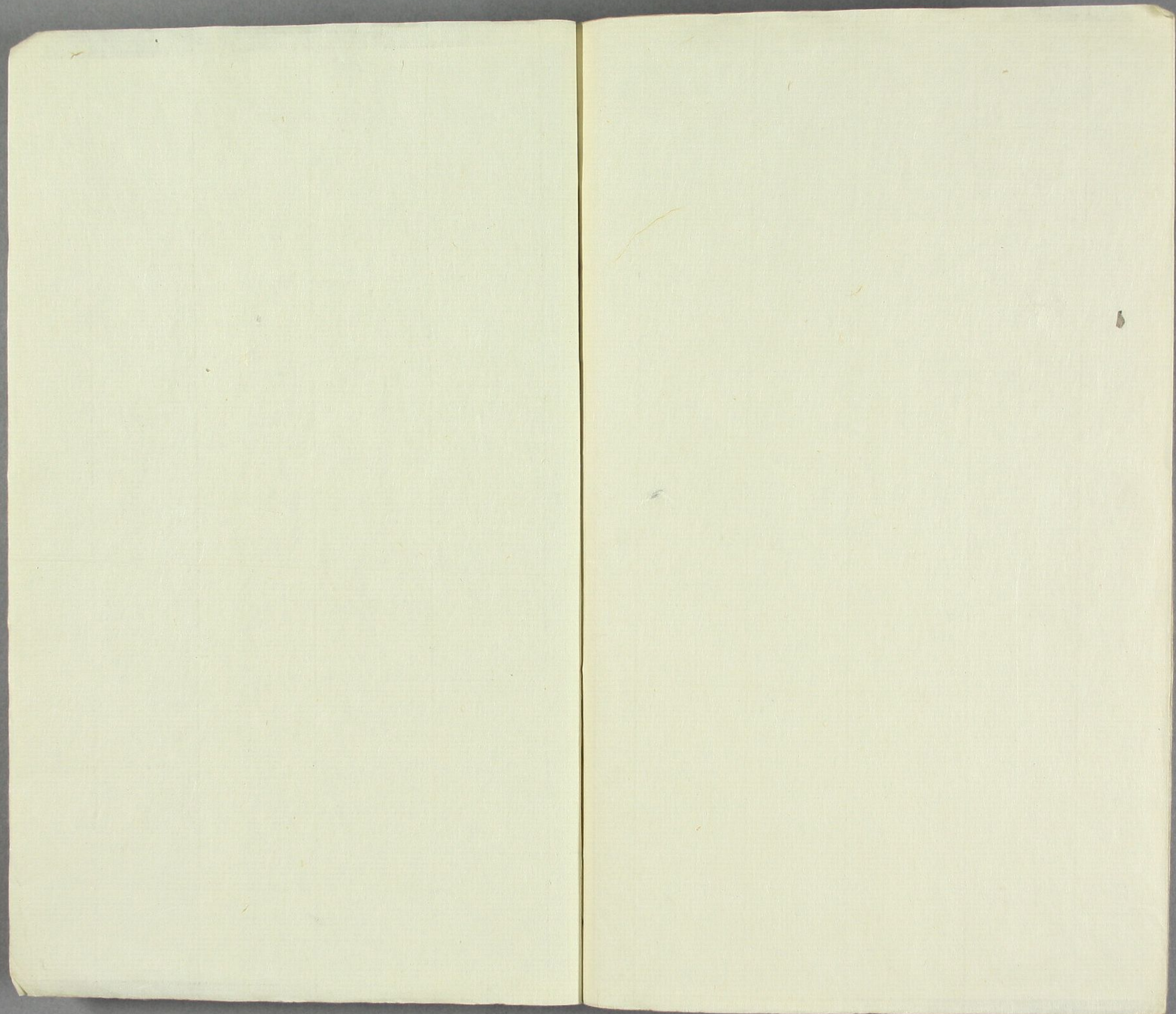
明治二十七年の信選奉々余素を知らぬ才二
又の野々平ひ、投票の數は勝り、資格の欠
り敗る、對戦月餘、敵と余の無資格と爲
言し百方會妨ぐ、而して我軍能く防ぐ開
票の結果、吾々の利ありしものまじりて吾將
士の精勵を信らざるかありしかば、頃者笹尾を
捨し當時の新聞紙若干を得たりと、曰

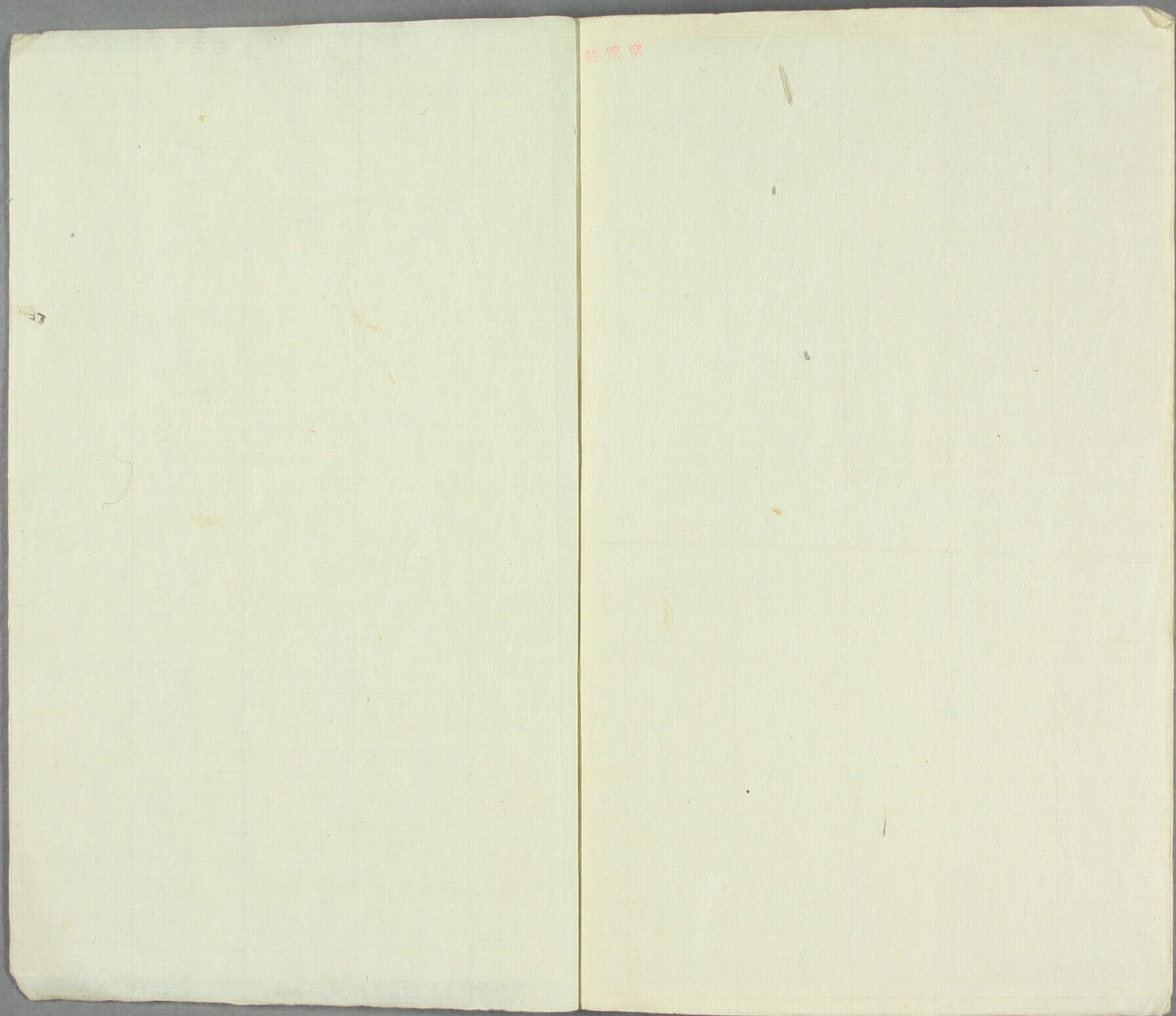
く新河曰く東北(報)曰く自由(報)はふ
新河の刊行す、新河紙りして、前の二者を
吾れを庇護し後の二者を吾れを攻撃す
者、今併せ之れを一巻に收め、以て吾等
の紀念とすらんとして

明治三十六年四月念三日

春城学人識







明德堂

